

平成30年度熊本市入札等監視委員会第1回定例会議 審議概要

開催日時	平成30年8月6日(月)午後1時30分	
開催場所	マスミューチュアル生命ビル2階 入札室	
出席委員	飯村 光敏 (公認会計士) 大江 正昭 (熊本学園大学社会福祉学部教授) 林 美貴 ((公社)日本建築積算協会理事・九州支部長) 馬場 啓 (弁護士) 森 美智代 (熊本県立大学総合管理学部教授)	
審議対象期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日(平成29年度下半期)	
抽出案件	計 15 件	(予定価格又は契約金額が熊本市契約事務取扱規則第14条の2各号に規定する額を超える額の契約の中から委員が抽出したのに関し、審議を行う)
	一般競争入札	9件 うち工事・コンサル5件、業務委託等3件、物品購入1件
	指名競争入札	3件 うち工事・コンサル0件、業務委託等0件、物品購入3件
	随意契約	3件 うち工事・コンサル3件、業務委託等0件、物品購入0件
委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	1 入札契約の状況について [質問] 工事と委託(工事)の大幅減の理由は。 【回答】平成28年度は、地震直後の上半期ほとんど入札がなく、9月から本格的な入札が始まり、下半期に入札が集中した。下半期だけに限ると29年度の方が件数が少ない。 [質問] 地震前に比べると。 【回答】契約件数は、平成27年度が864件、平成28年度が881件、平成29年度が1,145件。 2 抽出事案について (1) 公共下水道人孔改良工事(円形工法)(第18-30007工区)(単価契約) 質疑なし (2) 市道 東町第2号線外1路線道路改良工事 [質問] 入札辞退が10社中6社あるが。 【回答】地震前は、入札辞退で不調・不落になる件数はそこまでなかったが、地震以降はかなりの確率で不調・不落になっている。推測だが、公共工事も民間工事も行っていて、人が足りないとか、いざ工事にのぞむときに、下請け業者も手一杯で下請け業者と契約ができないという状況があり、辞退されていると理解している。 [質問] 札入れの前に辞退するのか。 【回答】電子入札を実施しているので、入札金額を入れるか、辞退	

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>ボタンを押すかどちらかその時点で決められる。入札金額を入れられるのは、開札前日の16時までなので、その時点で、下請け業者の手配の目処が立たないとか、よく計算してみたら金額が折り合わないなど業者の都合によって、金額を入れずに辞退ボタンを押されていると思う。</p> <p>〔質問〕無効というのは。</p> <p>【回答】1日に何本も同じ業種の開札を行うが、市のルールとして、同日落札制限を設けている。土木工事だと、金額の高いものから順番に開けていき、先に1本取ると、次回以降の入札の落札候補者になっても落札できないというルール。これは、技術者を事前に入札参加と同時に届け出てもらっているが、建設業法上、専任を求められるケースがあり、技術者が重なると、法律違反となる可能性があるのもそのようなルールを設けている。</p> <p>(3) (仮称) 白藤災害公営住宅建設に伴う杭地業その他工事 (その2)</p> <p>〔質問〕落札率100パーセントで1社とは。</p> <p>〔質問〕具体的にどのような工事なのか。かなり技術が難しいものなのか、金額が大きいのでなかなか入札できないのか。</p> <p>【回答】10月23日に公告したが、入札参加者が1社だったので、11月7日に再公告し、申込み期限を延長した。それでも参加者は1社だったので、入札開札を実施した。杭工事については、震災以後、工事が多く出ており、業者も手いっぱいという状況である。そのため杭工事全般において、入札者は1社、2社と厳しい状況であった。この工事についても、規模が非常に大きく、受注できる能力のある業者も限られていたということで、1社しか応募がなかったものと思われる。</p> <p>〔質問〕受ける事業者が少ないという状況が、地震後まだ残っているのか。</p> <p>【回答】平成27年以前からすると、業者の数より工事の量が勝っている状況は間違いない。業者が手いっぱいと言われると、公共工事発注の波というものがあって、河川工事は10月以降の渇水期でないとできないとか、道路工事については、河川工事に業者が入ってない時期には取れるが、それ以外には取れないなど、それぞれ入札参加者にも条件の波がある。工事数に対して業者数が100パーセント越えていると言われると、年間押し並べて考えると、引き受けできる量の工事だと考える。</p> <p>【回答】これは杭打ちの工事だが、杭業者はもともと数が少ないうえに、</p>
--	---

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>建物工事には必ず杭工事がある。公共工事だけではなく、一般の大きな建物の復旧工事も進んでおり、ますます対応可能なところが少なくなっている業種の一つである。</p> <p>〔質問〕地震のあとに、杭工事自体は増えたのか。</p> <p>【回答】29年度になって大変多く出ている。</p> <p>〔質問〕予定価格は、どの時点で知ることができるのか。</p> <p>【回答】公告を出した時点で公表している。</p> <p>(4) 植木中央公園体育館その他新築工事(その3)【総合評価方式】</p> <p>〔質問〕落札者のJVの1つの業者は大丈夫なのか。</p> <p>【回答】経営不振で再生の計画を出され、そちらが裁判所でも認められ新しい会社で再出発している。そのため、経営の状態については、問題ないと考えている。</p> <p>(5) 熊本地震に伴う火の君文化センター舞台照明設備復旧工事</p> <p>〔質問〕随意契約の際に、予定価格を決定するプロセスは。</p> <p>【回答】故障した箇所をこちらで洗い出し、それに基づいて随意契約の相手先のメーカーから見積もりをもらう。その見積もりに対し、市とメーカーで協議を行い設定している。</p> <p>〔質問〕見積書は、何社か取るのか。</p> <p>【回答】相手先しか見積もることができないので、そのメーカーから見積もりをもらう。</p> <p>〔質問〕随意契約の相手方から見積もりを取って予定価格を決定するのか。</p> <p>【回答】見積もりを取って設計価格を決めている。</p> <p>【回答】最終的にその見積もりに対して査定をかけるので、査定をかけたうえで設計価格を決定している。</p> <p>〔質問〕予定価格が決まった後に、また同じ業者から見積もりを出してもらうのか。</p> <p>【回答】設備課は査定などを経て設計価格を決定し、その設計書を工事契約課がもらい、予定価格を決めている。予定価格と設計価格は、歩引きをしないので一緒だが、それに基き工事契約課で全体的見積書をもっている。</p> <p>【回答】設備課のほうから説明した見積もりというのは、あくまでも参考見積もり、部品の値段がいくらなのかという見積もり。それに工賃や人件費を熊本市の基準によって設計に加える。担当課で作り上げるのは、予定価格ではなく、あくまでも設計金額。この設計金額を、入札を担当する工事契約課でもらって、予定</p>
--	--

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>価格を設定するというシステム。そして工事契約課で業者を呼んで、入札価格に相当する見積価格と予定価格が折り合ったら契約になる。</p> <p>〔質問〕 設計価格と予定価格の関係は。</p> <p>【回答】 随分昔は、設計金額イコール予定価格ではなかったが、近頃は、歩引きはできないので、設計金額と予定価格は100%イコールになっている。</p> <p>(6) 熊本地震に伴う火の君文化センター舞台機構復旧工事 質疑無し</p> <p>(7) 熊本地震に伴う火の君文化センター復旧工事監理業務委託</p> <p>〔質問〕 相手方は、建設当時の設計業者か。</p> <p>【回答】 建設当時の設計業者ではない。地震後に営繕課から調査業務と復旧業務の委託を発注していて、その設計をしてもらった業者から見積もりをもらい、それに基づいて営繕課で設計書を作って随意契約をした。建設当時ではなくて、地震後の調査・設計に携わってもらった業者。</p> <p>〔質問〕 地震後の設計と今回の建築設計との関係は。</p> <p>【回答】 設計についても随意契約。これは調査業務から携わってもらっている。地震後、市の建物も相当数被害を受けていて、これについては、建設業関係の協会との災害協定に基づき、推薦をお願いした。協定に基づいて推薦してもらった業者がこの相手方。調査から設計業務に移るときには、また随意契約ということでお願いした。</p> <p>〔質問〕 そういうケースは他にも多いのか。</p> <p>【回答】 地震後の復旧業務については、結構この方式で行った。あくまでも災害協定があったので。</p> <p>〔質問〕 その協定では、調査をした業者が、事実上その後設計も監理も行なうのか。</p> <p>【回答】 そこまではうたっていない。</p> <p>〔質問〕 協定にはないが、実際はそういうケースが多いのか。</p> <p>【回答】 地震の前から、熊本市と建設業関係の協会で災害協定を結んでいた。その協定に基づいて、協会員を手配してもらい、現場の調査を依頼した。そして調査を行なってもらったところに、概略設計をあげてもらい、その後復旧の設計をお願いした。</p> <p>〔質問〕 設計をお願いすると、監理をお願いすることになるのか。</p> <p>【回答】 被災建物という特殊な案件で、しかも余震が続いたので、調査</p>
--	--

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>の時点と現状が変わっている可能性があった。そのため、今回このような業務は全て2号随契で行った。</p> <p>〔質問〕 協会の選任理由は市で把握しているのか。</p> <p>【回答】 把握していない。今回の件については、現場の数だけ人が集まらないという現状だったので、技術者を確保するというのがまず第一で、人を派遣してもらえれば助かったというような状況だったので、その点までは至らなかった。</p> <p>〔意見〕 人手が足りない、それも理由の一つだと思う。理由がそれでもいいので、文書化しておくことが必要。</p> <p>〔意見〕 随意契約は特殊な契約で、これが昔は不正の温床になっていた。今後も随意契約については特に注意してやってもらいたい。</p> <p>(8) 都市計画事業中部浄化センターA消化槽建設工事(7001工区)</p> <p>【総合評価方式】</p> <p>〔質問〕 参加資格の中に市内に本店又は営業所等を有する者であることとあるが、市内に本店を有する者との違いは。</p> <p>【回答】 規模が大きく、事業費も大きい。JVではないので、市内に本店を持っているところがない。営業所はあるので、営業所を有する者ということで条件をつけた。</p> <p>〔質問〕 事案③のように、難しい技術を要するものにおいて、熊本市内に本店という条件は、かなりせめられるのでは。</p> <p>【回答】 事案③は特に高度な技術力を要する工事と分類していない。杭業者の登録業者は結構な数ある。たまたまこの案件に手を挙げて参加したのが1社だけだった。</p> <p>〔質問〕 履行確実性評価価格が4つあるのはなぜか。</p> <p>【回答】 高度技術提案型という新しい形での総合評価を行った。築造費用と稼働後のランニングコスト、維持管理費まで含めたところで評価を点数化して、総合的な評価を行い相手方を決定した。築造費用については、各社いろいろな技術があり、インシヤルコストに差があるので、インシヤルコストとランニングコストを総合的に勘案して決めるということで、こういう形にならざるを得なかった。国土交通省が出しているマニュアルにもこのような形で設定をしなさいという記載がある。同じ状況にのってもらうために、4社各々に履行確実性評価価格をばらばらに設定した。</p> <p>〔質問〕 維持管理費用は含まれるのか。</p> <p>【回答】 含まれていない。</p>
--	---

	<p>〔質問〕 維持管理は別に入札するのか。</p> <p>【回答】 維持管理は、熊本市の直営で職員が行うので、別途業務委託を出すというわけではない。電気代や薬品代が発生し、20年間の費用が発生する。</p> <p>〔質問〕 開札まで他の事案と比べると、かなり時間があるのだが。</p> <p>【回答】 技術提案書が結構なボリュームがあるので、そこを読み込んで、点数化して、学識の先生に説明して、局内の委員会での承認ということで、結構な時間を要した。</p> <p>【回答】 1月26日に札入れと技術提案書の再提出、2月2日までに技術評価を職員の方で行った。2月5日から学識経験者2名に意見聴取、2月19日に総合評価審査会で最終決定。2月21日に開札、翌日落札者決定、3月1日に契約締結というスケジュールで実施した。</p> <p>〔質問〕 公告の内容は。</p> <p>【回答】 要求水準書を公開した。</p> <p>〔質問〕 金額は非公開か。</p> <p>【回答】 1月12日に、入札参加4社だけに予定価格の数字を渡した。</p> <p>(9) 熊本市財務情報システム及び契約事務システム機器等賃貸借 質疑無し</p> <p>(10) プラスチック製容器包装中間処理業務委託 (B 地区) 質疑無し</p> <p>(11) 熊本城駐車場管理及び料金収納業務委託 質疑無し</p> <p>(12) 【単価契約】 市政だより 質疑無し</p> <p>(13) 平成30年度家庭ごみ・資源収集カレンダー</p> <p>〔質問〕 履行期間が、平成30年2月23日の理由は。</p> <p>【回答】 配送業者に届けて、各戸に行き渡らないといけないので。</p> <p>〔質問〕 指名業者選定理由の所定の能力を有しているとは。</p> <p>【回答】 まず考えられるのは印刷の機械。単色印刷、4色印刷といったものがあり、トムソンの抜きうち加工機械を持っていないことには、市が望む形のものであがらない。また機械はあっても、それを扱う技術者がいないとできない。その辺りを含め所定の能力を有しているか判断している。</p> <p>【回答】 入札に関しては全業者まず登録をしてもらい、その際に印刷業者には所有している機械を詳しく書いてもらっている。それで</p>
--	--

	<p>どれくらいの印刷物が可能か検討がつくので、判断材料の一つとしている。</p> <p>〔意見〕 具体的なことを書いてあったほうが良い。</p> <p>【回答】 記述については、具体的に書くようにする。</p> <p>〔質問〕 納入実績がないとだめなのか。</p> <p>【回答】 印刷物の場合は、出来不出来が業者の技術力で大分違う。また今回の場合、18種類ということでページごとに別々に印刷したものを、調合という形で1冊を作り上げていく。それを間違え無く作り上げる能力を持っていることが必要になる。</p> <p>〔質問〕 新規参入が全然できないのか。</p> <p>【回答】 同様物品でということで、似通ったものを納めていけば指名している。ほぼ可能なところは全社指名している。</p> <p>(14) 【単価契約】 証明用改ざん防止用紙</p> <p>〔質問〕 事案⑬⑭について、3つの印刷業者が入札をしているが、何年分を見比べてみたとき、市は落札者の状況など気にしているのか。</p> <p>【回答】 過去の経緯がわかるので、もちろん気にはしている。特殊な印刷になると、持っている機械の種類などで、業者が限られてくるのは事実。その中でどこが実際落札するか、結果を見てこちらも把握はしているところだが、業者の得手不得手の関係で、この印刷物についてはこの業者が多いという傾向は一部に見られる。状況の把握には日々努めている。</p> <p>(15) 水道用次亜塩素酸ナトリウム（12%ローリー他）（平成30年度前期単価契約）</p> <p>〔質問〕 指名業者選定理由に前回落札業者というのがあるが。</p> <p>【回答】 局の中で指名のルールがあり、そのルールの中で、まず最初に前回落札業者を必ず入れる、その次に市内に本店を有し取扱えるところを入れるという方法をとっている。</p> <p>〔質問〕 前回落札業者が優先される可能性は。</p> <p>【回答】 必ず入ってくるころではあるが、他の業者が落札すると次回以降は次の落札したところが入ってくる。</p> <p>3 低入札価格調査運用状況について 該当なし</p> <p>4 指名停止等運用状況について 質疑無し</p> <p>5 談合情報対応状況について</p>
--	--

	<p>該当なし</p> <p>6 苦情処理状況について</p> <p>該当なし</p> <p>7 入札及び契約手続きに関するその他の対応状況について</p> <p>該当なし</p>
委員会による意見の具申・勧告	特段の意見、具申及び勧告はなかった。